

## 【改正後】

### 当座勘定規定（専用約束手形口用）

#### 1. ~7 (省略)

#### 8. (手形用紙)

- (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。
- (2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。
- (削除)
- (3) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。
- (4) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (5) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

#### 9. ~29 (省略)

#### 【約束手形用法】

##### 1. ~7 (省略)

(削除)

#### ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4			5		6	
漢数字	壹	壱	弌	弐	弌	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸

	7			8		9		10		100			1,000			10,000	
	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以 上

(2026年4月1日現在)

## 【改正前】

### 当座勘定規定（専用約束手形口用）

#### 1. ~7 (省略)

#### 8. (手形用紙)

- (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。
- (2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。
- (3) 手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。
- (4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。
- (5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

#### 9. ~29 (省略)

#### 【約束手形用法】

##### 1. ~7 (省略)

8. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

#### ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4			5		6	
漢数字	壹	壱	弌	弐	弌	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸

	7			8		9		10		100			1,000			10,000	
	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以 上

(2022年11月4日現在)